

総合法政専攻成績評価規則

2007年 5月24日
総合法政専攻 教育会議
2015年 2月19日
総合法政専攻 教育会議

(成績の区分)

第1条 学生の成績は、優、良、可、不可の4段階とし、可以上を合格とする。
ただし、4段階で評価するのが適当ではない授業については、総合法政専攻学務委員会の議を経て、合格・不合格の2段階評価とすることができる。

(専攻指導の評点)

第2条 専攻指導の成績は、合格・不合格の2段階の評点による。

(成績区分の標準)

第3条 優、良、可、不可の基準は、下記の通りとする。

優	80点以上
良	70点以上
可	60点以上
不可	不合格(60点未満)

(成績評価の方法)

第4条 成績評価の方法は、当該授業の開始時に公表するものとする。